

第7号議案 定款の一部改定（案）②について

【提案理由】

入会する毎に承認のために理事会を都度行うことは現実的ではなく、理事会開催時に行うとしても本会理事会の開催間隔では、入会申込から時間を要する 경우가多々あり、新入会員に不利益を与える可能性が考えられる。会員承認について法律上特に規定されていないことから、開催頻度や招集の煩雑さを考慮して、会長と業務執行理事で構成している常務理事会で承認する事に変更し、期間を少しでも短縮したいため提案します。

※ 業務執行理事とは定款第22条にて規定する副会長及び常務理事を指す

(下線部は変更箇所を示す。)

改定（案）	現行	備考
平成22年5月23日制定 平成22年11月1日施行 平成23年5月22日一部改定 平成28年5月22日一部改定 令和3年6月13日一部改定 令和5年6月18日一部改定 <u>令和6年6月9日一部改定</u>	平成22年5月23日制定 平成22年11月1日施行 平成23年5月22日一部改定 平成28年5月22日一部改定 令和3年6月13日一部改定 令和5年6月18日一部改定	改定日の追加
(入会) 第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出の上、 <u>会長及び業務執行理事の承認を得なければならない。</u> 2 (略)	(入会) 第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出の上、 <u>理事会の承認を得なければならない。</u> 2 (略)	実運用上可能な状態に変更する